

令和5年度
福岡市西保健所運営協議会

令和5年8月30日

福岡市西保健所

目 次

	ページ
1 西保健所運営協議会委員名簿	1
2 西保健所役職者名簿	2
3 西保健所の組織・事務分掌	3
4 西保健所職員配置表	4
5 会長・副会長選出【議題1】	5
6 令和4年度 事業報告【議題2】	
(1) 健康課	6
(2) 衛生課	12
(3) 地域保健福祉課	18
7 令和5年度 主な事業計画【議題3】	
(1) 健康課	22
(2) 衛生課	22
(3) 地域保健福祉課	23
8 新型コロナウイルス感染症について【議題4】	別添
参考1 西 区 統 計	24
参考2 地域保健法、福岡市保健所運営協議会条例	25

1. 西保健所運営協議会委員名簿

令和5年8月1日現在、五十音順、敬称略

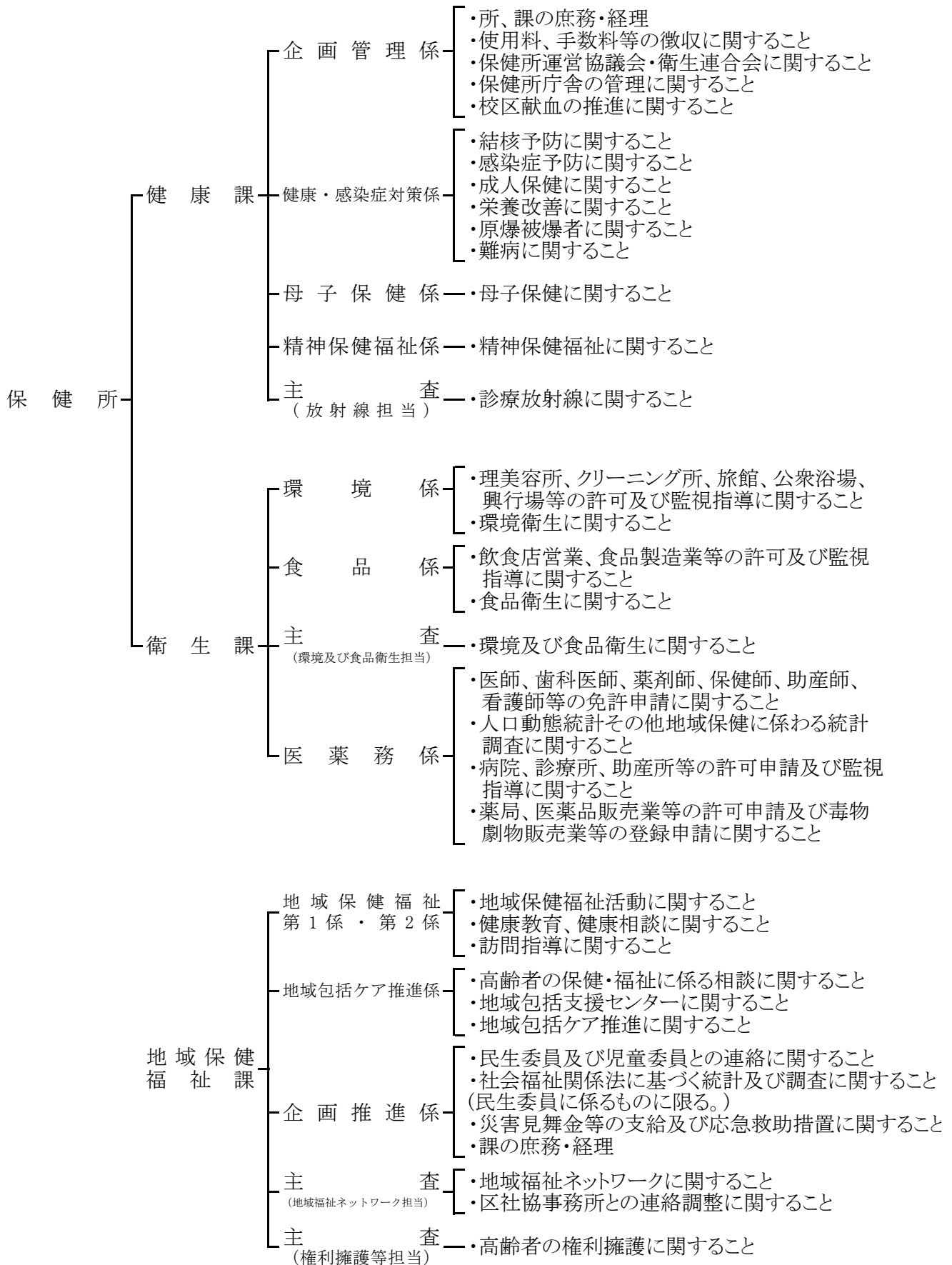
氏名	団体名（役職名）	備考
今西 小枝子	西区老人クラブ連合会監事	(新)
池田 良子	福岡市議会議員	(新)
大塚 泰弘	福岡県西警察署生活安全課長	(新)
おぼた 英達	福岡市議会議員	(新)
勝見 美代	福岡市議会議員	(新)
川上 忍	福岡市立中学校校長会西区校長会代表	
清成 厚美	西区民生委員児童委員協議会会長	(新)
坂尾 雪恵	福岡県栄養士会福岡支部企画運営委員	
柴戸 純子	西区衛生連合会常任理事	
田中 慎一	福岡市西区歯科医師会会長	(新)
手島 恵美子	西区保育園園長会代表	
中村 義則	西区自治協議会会長会代表	
波多江 美奈子	福岡市立小学校校長会西区校長会代表	(新)
渕野 泰秀	福岡市西区医師会会長	
松尾 裕美	西区男女共同参画をすすめる会書記	
松原 誠	西福岡旅館料飲組合組合長	
眞鍋 順治	西区公民館館長会代表	
三嶋 修一	福岡市食品衛生協会副会長	
牟田口 恵子	福岡県看護協会5地区副支部長	(新)
山村 伸也	福岡市薬剤師会西支部長	

2. 西保健所 役職者名簿

令和5年8月1日現在

課名	役職名	氏名	備考
西保健所	所長	向井直子	
健康課	健康課長	古江健樹	
	企画管理係長	藤井理加	
	健康・感染症対策係長	柚木由香	
	母子保健係長	生田淳子	(新)
	精神保健福祉係長	森松恵子	
	主査(放射線担当)	西田美季	
衛生課	衛生課長	川越浩平	(新)
	環境係長	内山賢二	
	食品係長	太田陽子	
	主査(環境及び食品衛生担当)	岡本尚子	
	医薬務係長	丸山浩幸	
地域保健福祉課	地域保健福祉課長	立石繁美	
	地域保健福祉第1係長	菅野綾子	
	地域保健福祉第2係長	森稚恵子	(新)
	地域包括ケア推進係長	森塚藍	(新)
	企画推進係長	井上元寛	
	主査(地域福祉ネットワーク担当)	花田絵里	
	主査(権利擁護等担当)	渡邊理恵	(新)

3. 西保健所の組織・事務分掌



4. 西保健所職員配置表

令和5年8月1日現在

区分 所属等		職員数	職 種 別 内 訳									
			医 師	事 務 職	保 健 師	助 産 師	看 護 師	管 理 栄 養 士	技 診 療 放 射 線 師	衛 生 管 理	獣 医 師	
所 長	現員	1	1									
	定員	1	1									
健 康 課	健康課長	現員	1	1								
	定員	1	1									
企 画 管 理 係	現員	3		3								
	定員	3		3								
健 康 ・ 感 染 症 対 策 係	現員	8		1	5		1	1				
	定員	8	1	1	4		1	1				
母 子 保 健 係	現員	2			1	1						
	定員	2			1	1						
精 神 保 健 福 祉 係	現員	4		1	3							
	定員	4		1	3							
主 査 ※ 兼 任 (放射線担当)	現員	(1)							(1)			
	定員	(1)							(1)			
計 (※兼任を含まない)	現員	18	1	5	9	1		1				
	定員	18	2	5	8	1		1				
衛 生 課	衛生課長	現員	1									1
	定員	1									1	
環 境 係	現員	2									2	
	定員	2									2	
食 品 係	現員	3									2	1
	定員	3									3	
主 査 (環境及び 食品衛生担当)	現員	1									1	
	定員	1									1	
医 薬 務 係	現員	2									1	1
	定員	2									2	
計	現員	9									6	3
	定員	9									9	
地 域 保 健 福 祉 課 長	現員	1			1							
	定員	1			1							
地 域 保 健 福 祉 第 1 係	現員	6			6							
	定員	6			6							
地 域 保 健 福 祉 第 2 係	現員	6			6							
	定員	6			6							
地 域 包 括 ケ ア 推 進 係	現員	2			2							
	定員	2			2							
企 画 推 進 係	現員	2		2								
	定員	2		2								
主 査 (地域福祉 ネットワーク担当)	現員	1		1								
	定員	1		1								
主 査 (権利擁護等担当)	現員	1			1							
	定員	1			1							
計	現員	19		3	16							
	定員	19		3	16							
合 計	現員	47	2	8	25	1		1		6	3	
	定員	47	3	8	24	1		1		9		

5. 会長・副会長選出【議題1】

福岡市保健所運営協議会条例第4条に基づき、次のとおり会議において選出するもの。

会 長 1名

副 会 長 1名

(任 期)	旧 (令和2年8月27日～令和4年7月31日)	新 (令和5年8月30日～令和6年7月31日)
会 長	福岡市議会議員 富 永 計 久	

(任 期)	旧 (令和2年8月27日～令和4年7月31日)	新 (令和5年8月30日～令和6年7月31日)
会 長	西区医師会会長 渕野 泰秀	

○福岡市保健所運営協議会条例（抜粋）

（組織）

第4条 協議会に会長1名，副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選による。

（運営）

第5条 会長は，協議会を代表し，議事その他の会務を総理する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは，その職務を代理する。

6. 令和4年度事業報告【議題2】

(1) 健康課

① 感染症対策

感染症法に基づく防疫活動、感染症研修会、相談事業や、HIV抗体検査・クラミジア抗体検査・梅毒血清反応・風疹抗体検査・B型C型肝炎ウイルス検査を実施した。また予防接種法に基づき、予防接種の相談、副反応の調査を実施した。

ア 新型コロナウイルス感染症対策

積極的疫学調査や患者の療養支援に取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めた。また、高齢者施設等を対象に実施した感染対策のアンケートを基に西区事例集を作成し、施設の感染対策を推進した。

イ 感染症発生状況（新型コロナウイルスを除く）

()は福岡市

区分	病名	令和3年度	令和4年度
一類感染症 (7疾病)	エボラ出血熱・ペストなど	0 (0)	0 (0)
二類感染症 (5疾病)	結核	18 (223)	21 (231)
三類感染症 (5疾病)	腸管出血性大腸菌感染症	9 (78)	20 (124)
四類感染症 (42疾病)	A型肝炎	0 (1)	0 (1)
	日本紅斑熱	0 (5)	0 (3)
五類感染症 (42疾病) 全数把握 (16疾病)	後天性免疫不全症候群	0 (44)	1 (42)
	梅毒	1 (226)	3 (415)
	風しん	0 (0)	0 (1)
	麻しん	0 (1)	0 (0)
	アメーバ赤痢	0 (11)	0 (15)

※結核は年集計

ウ HIV抗体検査

区分	西保健所	福岡市
検査数	109	1,984
陽性者数	0	12

西保健所実施日：第3月曜日9:00~11:00

② 結核対策

ア 結核健診

結核患者の早期発見・早期治療のため、結核に関する正しい知識の普及・啓発と健康診断等を実施した。

区分	対象	令和3年度	令和4年度	
定期健診	65歳以上の市民と、結核の蔓延防止のために特に必要な者	1,209	1,344	
管理検診	結核登録票に登録されている者	13	3	
接触者健診	結核患者との接触者	エックス線検査	54	32
		IGRA検査	31(QFT), 0(T-SPOT)	51(QFT), 0(T-SPOT)
		ツベルクリン反応	0	0

イ 新登録者数

区分		0～19歳	20～39	40～59	60～79	80～	合計
令和3年度	結核患者	1	3	0	4	7	15
	LTBI	0	1	5	2	2	10
令和4年度	結核患者	0	0	1	6	7	14
	LTBI	3	3	3	1	1	11

※ LTBI(潜在性結核感染症)とは、結核を発病していないが結核菌に感染している状態を指す。

ウ DOTS (直接服薬確認療法)

治療の成功と多剤耐性結核の発生防止のため、結核患者への確実な服薬指導を実施した。

令和4年度

対象者数	訪問	面接	電話
31	29	9	159

③ 原爆被爆者・指定難病・肝炎治療費助成等に係る事務

原爆被爆者、肝炎、指定難病治療費助成等の諸申請の窓口としての事務を行った。

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度		
原子爆弾被爆者手帳所持者		296	282		
肝炎インターフェロンフリー治療費助成		26	15		
核酸アナログ製剤治療費助成		180	190		
特定医療費(指定難病)受給者証所持者	新規	286	314		
	総数	1,657	1,712		
難病講演会		1回	20	1回	22

④ 母子保健

ア 乳幼児健診等

(単位：人)

区 分		令和3年度			令和4年度		
乳幼児健診	対 象	受診者		受診率	受診者		受診率
	4 か 月 児	医療機関委託	1,613	※100.6%	医療機関委託	1,600	98.2%
	1 歳 6 か 月 児	医療機関委託	1,701	98.0%	48回	1,709	※103.3%
	3 歳 児	60回	1,838	98.8%	48回	1,807	98.4%
幼児精密検査（精神）		275			296		

※ 転入者等により受診者数が対象者数を上回っている。

イ 健康教育等

区 分		令和3年度		令和4年度	
健 康 教 育	マタニティスクール	12回	23	11回	27
	思 春 期 教 室	1回	188	1回	157
	乳 幼 児 健 診 時 保 健 指 導	60回	1,838	60回	1,807
	家 族 計 画 指 導	0回	0	0回	0
乳 幼 児 健 全 発 達 支 援 事 業 (つくしんぼ教室)		15回	134 (10組)	21回	194 (12組)
訪 問	訪 問 指 導 (妊産婦新生児)	2,603		2,642	

※ マタニティ個別相談を実施

ウ 医療等給付

区 分		令和3年度		令和4年度	
母 子 健 康 手 帳 交 付		1,606		1,561	
妊 婦 健 康 診 査 助 成 金 交 付		303		307	
医 療 給 付	未 熟 児 養 育 医 療 給 付	32		26	
	身 体 障 害 児 育 成 医 療 給 付	19		25	
	小 児 慢 性 特 定 疾 患	225		219	
	特 定 不 妊 治 療 費 助 成 事 業	344		46	
	一 般 不 妊 治 療 費 助 成 事 業	62		17	

※ 特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業は令和4年3月31日で事業が終了した。

⑤ 生活習慣病対策

ア 特定健診・特定保健指導

(単位：人)

区 分		令和3年度		令和4年度	
特 定 健 診	保健所内実施	23回	1,098	23回	1,147
	所 外 健 診	6回	223	9回	250
	医療機関(委託)		5,689		5,810
	サポ-トセンター等		255		304
受診率			25.1%		26.4%

※所外健診は令和3年度5月分はさいとびあ、それ以降は西体育館で実施。

イ がん対策

(単位：人)

区 分			令和3年度		令和4年度	
が ん 検 診	胃がん	集団	34回	718	34回	862
		個別		1,723		1,944
	子宮頸がん	集団	34回	1,243	34回	1,249
		個別		3,836		3,788
	乳がん	集団	34回	1,323	34回	1,351
		個別		823		838
	大腸がん	集団	34回	1,801	34回	2,006
		個別		2,078		2,329
	前立腺がん	個別		1,420		1,698
	※胃がんリスク検査			33回	183	33回
肺 が ん ・ 結 核 検 診			34回	1,969	34回	2,219
骨 粗 し ょ う 症 検 査			23回	806	23回	934

※胃がんリスク検査は平成30年度から実施。対象者は35歳、40歳。血液検査によるピロリ菌抗体検査。

ウ 健康づくり

例年開催していた健康展(健康フェア)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

(実人数)

区 分	令和3年度	令和4年度
健 康 フ ェ ア	中止	※健康フェアに代わる取り組みとしてパネル展示や啓発グッズの配布等を実施。

⑥ 栄養及び食生活改善・食育等

ア 栄養相談・栄養指導等

市民の健康の保持増進を図るため、栄養相談や離乳食教室等を実施した。食品の栄養表示については、食品表示法及び健康増進法に基づき、食品関連事業者へ助言を行った。特定給食施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修会は中止し、巡回指導は数件に留め、電話にて助言・支援を行った。

(単位：人)

区 分		令和3年度		令和4年度	
運動普及推進事業		1回	23	1回	15
離乳食教室	保健所実施	24回	182	24回	210
	さいとびあ実施	3回	16	3回	21
個別栄養相談		72回	44	62回	39
栄養表示に関する相談・指導		相談 15件	指導 0件	相談 6件	指導 0件
健康の保持増進効果に関する 虚偽誇大表示に関する相談・指導		相談 0件	指導 0件	相談 1件	指導 0件
特定給食施設指導	巡回指導	中止		実地指導 8件	電話 19件
	研修会回数 延べ施設数	中止		中止	

イ 食生活改善推進員関係

西区では、現在56名（R4.4）の会員が地域で活動を行っている。

(単位：人)

区 分		令和3年度		令和4年度	
食生活改善推進員養成教室		8回	61	8回	40
食生活改善推進員研修会		5回	90	6回	116
食生活改善推進活動 (地域住民数/活動推進員 数)	(一財)日本食生活協会委託事業	6回	136/17	5回	102/18
	企業等委託事業	3回	40/8	2回	28/5
	地域食生活改善講習会 (市委託事業)	中止		5回	46/19
	親と子の料理教室 (市委託事業)			1回	11/2
健康フェアにおける健康弁当販売 (健康づくり月間)		中止		中止	
講演会における健康弁当販売 (生活習慣病予防月間)				45食	

ウ 食育推進事業

食環境整備の一環として、健康に配慮したメニューやサービスを提供している飲食店の登録事業（健康・食育パートナーズ事業）を推進した。

食育を地域の関係団体と連携して推進するため、地域における食育推進の状況についての情報共有等を目的とする会議を開催した。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
健康・食育パートナーズ事業 (登録店舗総数)	21店舗	20店舗
西区食育推進部会 (食育推進ネットワーク会議)	中止	1回 団体11/区5

⑦ 精神保健福祉事業

ア 精神保健福祉相談等事業

精神科医による定例相談や相談員による常時相談を実施した。また地域における精神障がい者の支援体制の構築や啓発を目的に、各種講座やネットワーク会議を開催した。

《 相 談 》

(単位：人)

区 分		令和3年度			令和4年度		
		来所	電話	合計	来所	電話	合計
定例 相談	心の健康相談(2回/月)	23		23	11		11
	適正飲酒指導	5		5	5		5
常時相談		9,043	6,865	15,908	10,728	8,279	19,007
家庭訪問		76件			68件		
事例検討会等		54回	329		49回	370	

《 講 座・会 議 等 》

(単位：人)

区 分	令和3年度		令和4年度	
精神保健家族講座	5回	53	4回	31
うつ病予防教室 (ゲートキーパー養成講座含む)	2回	22	3回	61
ネットワーク会議	16回	229	11回	190
福岡市障がい者等 地域生活支援協議会 西区部会	5回	79	6回	97

イ 精神医療対策

精神保健福祉法に基づく通報を受け、措置入院に関する調査・診察立会し、退院後は家庭訪問等で支援を行った。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
法 に 基 づ く 通 報	17	30
措 置 診 察	5	13
措 置 入 院 数	4	8
医療保護入院者数(年度末現在)	366	367

ウ 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、および障がい福祉サービスの支給決定を行った。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
自立支援医療受給者証所持者	3,765	3,991
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,406	2,618
障がい福祉サービス決定数(延)	2,485	2,870

(2) 衛生課

① 環境衛生

ア 監視指導

理・美容所、旅館業等の法令に基づく許可・届出施設や、プール等の衛生管理を必要とする施設について監視指導を行った。

特に多数の人が利用する専用水道施設や特定建築物については、維持管理報告書を徴取・審査し、必要に応じて立入検査を行い適正な管理を指導した。

許可・届出施設数及び監視数

区 分		令和3年度末		令和4年度末	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
許可・届出施設	理容所	102	22	97	28
	美容所	276	90	284	116
	クリーニング所	85	20	83	22
	旅館	24	10	21	25
	興行場	4	0	4	0
	公衆浴場	5	2	5	10
	温泉	4	4	4	0
	専用水道	23	0	23	6
	簡易専用水道	391	10	392	37
	畜舎・家きん舎	19	2	16	29
	特定建築物	63	2	63	5
許可不要	小規模受水槽水道	1,242	10	1,241	29
	遊泳用プール	8	14	8	14
	社会福祉施設等	—	31	—	60
計		2,246	217	2,237	381

イ 検査状況

公衆浴場、社会福祉施設及びプール等 93 施設に対して、細菌検査、理化学検査等を行い、検査の結果が不適合であった 10 件については、それぞれの施設に対し改善を指導した。

検査件数

区 分	令和3年度末		令和4年度末		
	検査施設数	不適合施設	検査施設数	不適合施設	不適合理由
公衆浴場	1	0	4	2	残留塩素：2 レジオネラ属菌：1
社会福祉施設	14	2	29	4	残留塩素：4
遊泳用プール	7	1	7	0	
専用水道	0	0	3	1	残留塩素：1
特定建築物	1	0	2	1	残留塩素：1
簡易専用水道	4	0	17	0	
小規模受水槽水道	5	0	16	0	
旅館	3	1	15	1	残留塩素：1
計	35	4	93	9	

ウ 市民相談等

市民からの相談や苦情等があった際は、不安や困りごとを早期に解消できるよう、すみやかに対応した。井戸水や受水槽の水質相談では、パンフレット等を用いて説明したり、残留塩素を測定する検査キット（パックテスト）を配布するなど、飲用水の衛生に関する不安の払拭や水質異常の早期発見に努めた。また、動物や害虫に関する相談があった際には、必要に応じて関係機関に繋ぐなど適切に対応した。

相談等件数

令和3年度	令和4年度	主な相談内容
236	169	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸水や受水槽等の水質について ・家庭でのダニやカビの発生について ・営業許可等（理美容所、旅館業等）に関することについて

② 食品衛生

ア 監視指導

令和4年度末における食品衛生法の営業許可施設数及び営業届出施設の計 3,417 施設を対象に、「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づき、延べ 1,118 件の監視指導を行った。

営業届出施設では、社会福祉施設、学校等の集団給食施設について監視指導を行った。令和4年度は社会福祉施設等のうち、ノロウイルス（疑い含む）が発生した 33 施設に対して、食品を介した二次感染の防止のため、健康課と連携して施設の立入調査等及び指導を行った。

営業許可、営業届出施設数及び監視数

区 分	(参考) 令和3年度末 施設数	(参考) 令和3年度 監視数	令和4年度末 施設数	令和4年度 監視数
食品営業許可施設※1	1,938	613	2,044	960
食品営業届出施設※2	1,448	159	1,373	158
内 給食施設	107	41	113	25
内 製造業・販売業	1,341	118	1,260	133
計	3,386	772	3,417	1,118

※1 食品営業許可施設：飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、食肉販売業等 32 業種

※2 食品営業届出施設：給食施設（社会福祉施設、学校等）、
営業許可に該当しない製造業、販売業
（添加物製造・加工業、包装魚介類販売業、包装食肉販売業等）

イ 食品等の収去検査

製造所、販売店等において、食品表示法・食品衛生法に基づく収去検査(抜き取り検査)を行った(理化学検査:34検体、細菌検査:61検体)。

なお、食品衛生法違反0件、福岡市食品衛生成分規格指導基準不適合は1件であり、販売施設への衛生指導及び製造所を管轄する保健所への情報提供を行った。

収去検査結果

区分	3年度		令和4年度						食品分類:件数 (違反等内容)
	検体数	検体数	理化学検査			細菌検査			
			適	不適	要指導	適	不適	要指導	
魚介類	6	13	6	0	0	7	0	0	
魚介類加工品	5	3	2	0	0	1	0	0	
肉卵類・その加工品	8	20	2	0	0	18	0	0	
穀類・その加工品	8	7	4	0	0	3	0	1	ゆでめん:1(大腸菌群陽性)
野菜果物・その加工品	11	34	13	0	0	21	0	0	
菓子類	11	14	5	0	0	9	0	0	
清涼飲料水	2	0	0	0	0	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	0	4	2	0	0	2	0	0	
酒精飲料	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	52	95	34	0	0	61	0	1	

※適 : 法違反でないもの(要指導を含む)

不適 : 法違反のもの

要指導 : 市指導基準及び厚生労働省の衛生規範に逸脱するもの

ウ 食中毒調査

令和4年度の福岡市における食中毒事件の発生は49件(患者数570名)であった。西区の営業施設を原因とするものは1件(患者数1名)であり、患者及び施設調査により当該施設が原因の食中毒と断定し、指導票を交付した。原因物質はアニサキスであった。

食中毒発生件数

区分	令和3年度	令和4年度
全市	25件(111名)	49件(570名)
西区	1件	1件

エ 市民相談

区民から食品が原因の体調不良や異物混入、表示に関する苦情や相談があった場合には、施設調査や食品検査を行い、その結果を相談者に説明して不安解消等に努めた。

苦情相談件数

令和3年度	令和4年度	相談内容
36	24	・飲食店で食事をした後、体調不良になった ・購入したおにぎりが腐敗していた など

③ 医務・薬務業務

ア 監視指導

医療法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医療施設や薬事施設等からの申請等の受理・進達及び許可、医療従事者の免許申請受理・進達、医療施設等への立入検査等を行った。なお、令和3年度は病院、診療所、歯科診療所、薬局の定期立入検査を書類審査にて実施した。

医療施設数

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師

区分	総数	病院	診療所		歯科診療所	施術所※	助産所	
			有床	無床			有施設	出張
3年度	515	21	19	159	102	207	7	有施設 1 出張 6
4年度	527	21	19	165	103	212	7	有施設 1 出張 6

医療施設への立入検査実施数

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師

区分	総数	病院	診療所		歯科診療所	施術所※	助産所
			有床	無床			
3年度	104	25	10	38	13	17	1
4年度	113	28	5	30	26	24	0
立入頻度		毎年	3年毎	5年毎	3年毎	—	3~5年毎

薬事施設数

区分	総数	薬局	薬局製造販売 医薬品の製造 販売業・製造業	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	高度管理医療 機器販売業・ 貸与業	管理医療機 器販売業・ 貸与業
3年度	712	108	14	28	36	100	426
4年度	709	108	8	28	35	101	429

薬事施設への立入検査実施数

区分	総数	薬局	薬局製造販売 医薬品の製造 販売業・製造業	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	高度管理医療 機器販売業・ 貸与業	管理医療機 器販売業・ 貸与業
3年度	75	31	2	8	8	26	0
4年度	94	33	2	16	14	27	2
立入頻度		5年毎	5年毎	3年毎	3~6年毎	6年毎	—

イ 医療従事者の免許申請等受理件数

区 分	令和3年度	令和4年度
医師・歯科医師・薬剤師	50	70
看護師・准看護師・助産師・保健師	200	226
栄養士・管理栄養士	85	66
理学療法士・作業療法士等	65	86
計	400	448

ウ 衛生統計調査

i 人口動態調査

出生、死亡等について、市民課からの報告を精査・集計し、厚生労働省に報告している。

区分	出生票	死亡票	死産票	婚姻票	離婚票
令和3年度	1,614	1,946	11	926	348
令和4年度	1,562	2,151	18	819	302

ii 国民生活基礎調査

保健・医療・福祉等の国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の基礎資料とするもので毎年実施する。令和4年度は7地区、399世帯に実施した。

エ 医療安全相談窓口業務

区 分	令和3度	令和4年度
医療機関の案内	58	26
健康や薬に関する相談・ 医療機関等に対する苦情 ※	101	106

※ 医療機関等に対する苦情の主な内容

- ・ 医療行為、医療内容に関すること（医療過誤、診断に納得がいかない等）
- ・ 医療機関従事者の対応（説明不足、態度が横柄、怒鳴られた等）
- ・ 医療費に関すること（高額な請求を受けた等）
- ・ 衛生状態に関すること（施設設備、従事者の作業手順など）

オ 医薬務業務に関連する研修会等

i 医療安全研修会

医療機関における医療の質の向上と安全の確保を図ることを目的として、令和3年度より市内の病院、診療所等を対象として年1回、7区持ち回りで開催することとなり、令和4年度は西区が担当し研修会動画を福岡チャンネル（YouTube）により配信した。

- ・ 講演内容 「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策」
～日常診療を守る対策のポイント！
- ・ 講師 九州大学病院 メディカル・インフォメーションセンター 講師
山下 貴範 氏
- ・ 公開期間 令和5年2月24日（金） ～ 3月6日（月）

ii 薬草観察ハイキング（城南区及び早良区との3区合同開催）

薬剤師会と共催で、区民を対象とした薬草観察ハイキングを実施しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止となった。

④ 市民啓発事業

ア 食の安全安心スクール

食の安全に関する正しい知識を持ち、行政および事業者による食の安全確保の取り組みを知り、正しい判断ができる消費者を育成して食の安心につなげることを目的に、福岡女子高校及び中村三陽高校において、「食の安全安心スクール」を開催し、食品衛生講座、手洗い実習やグループワークを実施した。

(2回、各31人、21人 計52人)



イ 食中毒の予防啓発

福岡市においても、毎年食中毒が多発していることから、食中毒の危険性や予防方法について、市政だよりの紙面、区役所のTVモニター等により啓発を行った。

また、地域イベントにおける食バザーでの食中毒発生を未然に防止するため「食バザーにおける食中毒予防啓発動画」を作成し、YouTube 動画広告、西区ホームページやフェイスブック、市福岡チャンネルなど SNS 等を活用して配信するとともに、九州大学の学生ポータルサイトにも配信するなど、食に関する正しい情報を発信することにより、食中毒予防の啓発を図った。



ウ 区民向け講習会など

飲料水やダニ・カビ、食中毒予防について、出前講座等を実施し、市民啓発に努めた。また、ノロウイルス流行時期に、予防法について市政だよりやリーフレット、区役所のTVモニター等により情報発信した。

区民向け講習会等実績

区分	令和3年度	令和4年度
出前講座など	1回 11人	2回 23人
バザー講習会	中止	1回 100人
マタニティスクール、乳幼児健診等講習会	中止	中止
市政だより掲載	7回掲載	7回掲載

(3) 地域保健福祉課

① 校区担当保健師による家庭訪問件数 (延数)

支援が必要な家庭に対し、家庭訪問を実施した。

区分		令和3年度	令和4年度
家庭訪問	結核*1	34	21
	成人・高齢者	25	24
	心身障がい児・者	7	3
	母子*2	1,099	1,064
	精神障がい者*3	54	38
	その他	0	0

*1 初回面接や結核患者服薬支援事業 (DOTS事業)

*2 妊婦や子育て中の親や子に対する支援

*3 措置入院者の退院後支援、医療観察法対象者への支援等

② 地域における母子保健事業

育児不安の軽減、子育て家庭の孤立化防止により、子どもの健やかな育成と児童虐待の未然防止を図るため健康教育、健康相談等を行った。

ア 区単位の事業

区分	対象者	令和3年度	令和4年度
ほやほやママの子育て教室	生後2~3か月の第1子をもつ母親と子	7回 (190人)	9回 (249人)
父親向け講座「西区パパニティ」	妻(パートナー)が妊娠中又は生後6か月までの子がいる父親	1回 (47人)	2回 (88人)
発達が気になる子と保護者のための子育てサロン「のびのび」	発達が気になる子とその保護者	3回 (32人)	10回 (122人)

イ 校区(公民館・集会所)単位の事業

区分	令和3年度	令和4年度
公民館等子育て講座 子育てサロン・育児サークル	122回 (1,165人)	165回 (1,663人)
母子巡回健康相談	42回 (554人)	64回 (883人)

③ 地域における成人保健事業

生活習慣病やロコモティブシンドローム等についての正しい知識の普及と生活習慣改善を目指してセミナー等を開催した。

ア 区単位の事業

区分	令和3年度	令和4年度
生活習慣病予防セミナー	1回(4人)	1回(19人)
女性のセミナー	2回(23人)	4回(92人)

イ 校区(公民館・集会所)単位の事業

区分	令和3年度	令和4年度
健康づくり講座等健康教室	24回(435人)	31回(770人)
ウォーキング大会	9回(362人)	9回(740人)
ウォーキング教室	4回(81人)	13回(271人)

④ 地域における高齢者保健事業

フレイル予防を主とした高齢者の健康づくりや介護予防のため、保健福祉センターや身近な公民館、集会所等において運動機能向上や認知症予防、口腔、栄養に関する知識の普及啓発を行った。また、高齢者が主体的に介護予防に取り組む場「よかトレ実践ステーション」の創出と活動継続支援を行った。

区分	令和3年度	令和4年度
生き生き講座	111回(1,668人)	182回(2,880人)
認知症予防教室	14回(129人)	12回(151人)
(委託事業)介護予防教室	63人(286人)	78人(341人)
*よかトレ実践ステーション (再掲：施設版)	116団体 (25施設)	124団体 (30施設)

*よかトレ実践ステーションは年度末登録数

⑤ 健康なまちづくり懇談会

校区の各種団体と1年間の保健福祉事業を振り返り、校区の健康課題について協議し、地域と行政の共働による保健福祉活動を推進する目的で開催。

区分	令和3年度	令和4年度
健康なまちづくり懇談会	24校区	24校区

【参考】

① 高齢者相談・支援業務

地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか/8か所）及び区において、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、地域で活動するケアマネジャーの支援や関係者とのネットワークづくり、広報・啓発活動等を実施した。

ア 総合相談

高齢者本人、家族、地域住民、関係機関等から、介護保険、保健、福祉、医療等に関する相談を受け、適切なサービスや関係機関等へつなげる支援・助言を行った。

区分	令和3年度	令和4年度
総合相談実件数（延件数）	4,027人（27,621人）	4,340人（29,250人）

イ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）支援

地域包括支援センターと区の連絡会議を毎月開催し、包括的支援業務が円滑かつ効率的に行えるよう支援するとともに、研修会の開催や巡回相談、対応困難事例への同行訪問等を実施し、包括的支援業務の質の向上や、高齢者を支える体制の機能強化を図った。

ウ 高齢者の権利擁護に関すること

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的継続的な視点から、高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行った。

区分	令和3年度	令和4年度
権利養護の内容を含む延相談件数	1,803人	2,518人

エ 関係機関、関係団体への支援

関係機関・団体等との連携のためのネットワークづくりやケアマネジャー支援のための会議・研修会の開催、ケアマネジャーに対する個別支援等を行った。

オ 認知症対策

【認知症の人の見守りネットワーク事業】

区分		令和3年度	令和4年度
登録制度利用者		142人	120人
検索システム利用者		4人	4人
捜してメール	登録者	125人	101人
	協力事業者登録（全市計）	1,051事業者	1,086事業者
	協力サポーター登録者（全市計）	7,045人	7,216人

【認知症に関する市民への啓発】

認知症についての正しい知識や早期発見・早期対応の必要性、対応のポイントなどについて啓発し、本人や家族を見守り支援する「認知症サポーター養成講座」を開催した。

区分	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座 開催回数	11回	19回
(ステップアップ講座)	(3回)	(3回)
(小中学生を対象にした講座)	(4回)	(6回)
認知症サポーター養成講座 参加者数 (サポーター養成数)	425人 (376人)	843人 (760人)

【認知症初期集中支援推進事業】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行った。

区分	令和3年度	令和4年度
認知症初期集中支援者数 (延支援回数)	30人 (112回)	29人 (125回)

② 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組み「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいる。

ア 地域ケア会議

区分	内容	令和3年度	令和4年度
区レベル	区地域包括ケア推進会議 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出と取組に関する協議、ネットワークづくりなど	1回	1回
	在宅医療・介護部会	1回	1回
	権利擁護部会	1回	1回
	生活支援・介護予防部会	1回	1回
中学校区レベル	圏域連携会議 地域課題の抽出、対応策検討、関係機関とのネットワーク構築	2回	4回
小学校区レベル	高齢者地域支援会議 地域課題の抽出とその解決策について話し合い、支え合いの仕組みづくりを検討	10回 (6校区)	20回 (12校区)
個別レベル	個別支援会議 事例に応じた多職種による個別の連絡調整とタイムリーな支援	26件	42件
	介護予防型個別支援会議 介護予防の視点で、本人の生活機能、疾患管理の維持・向上を図る	15件	16件

7. 令和5年度 主な事業計画【議題3】

(1) 健康課

ア 感染症対策

新型コロナウイルス感染症はR5.5.8より感染症法上5類に移行となったが、ハイリスク者が多数入所する高齢者施設では感染拡大時の影響が大きいと見られ、迅速な調査及び指導の実施により、感染拡大を抑制する。ほか、保育施設におけるノロウイルス胃腸炎の集団発生が多発しているため、発生時の施設指導、平時の感染症対策研修の実施、リーフレットやメールマガジン等を活用した啓発活動を行う。

イ 食育推進事業

西区食育インスタグラムや西区フェイスブック等の SNS 広報を通して、西区でとれる農林水産物の紹介や、これらを利用した西区食育おすすめレシピ動画を掲載する等、デジタル化に対応した食育を推進する。

ウ 母子保健

乳幼児健診は、4か月児健診を小児科医療機関に委託しており、1歳6か月児健診と3歳児健診を1回当たりの人数制限を行い、集団健診を実施している。

マタニティスクールは1回当たりの人数を制限して集団での実施を再開した。引き続き赤ちゃんのお世話方法については市のホームページで動画配信を行っている。

(2) 衛生課

ア 環境関係施設の営業許可等及び監視指導

施設の監視指導については、環境衛生上の衛生確保を図るため、令和5年度生活衛生関係事業方針及び事業計画に基づき、理・美容所、クリーニング所等への立入調査を実施する。また、公衆浴場や社会福祉施設のうち循環式浴槽を設置している施設等については、レジオネラ症対策のため採水検査を行う等重点的に監視指導を行う。

イ 食品取扱施設の営業許可及び監視指導

施設の監視指導については、「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づき実施する。

食品衛生法に基づく食品関係営業許可や営業届出等の事務、事業者への HACCP 導入指導、食品表示基準に伴う調査指導等を行う。

また、鶏刺しや加熱不十分な鶏肉の喫食によるカンピロバクター食中毒、刺身などの生の魚介類の喫食によるアニサキス食中毒が多発しているため、これらを提供する施設は重点的に監視指導を実施することにより、食中毒の発生防止を図る。

ウ 医務・薬務業務

医療施設及び薬事施設への定期立入検査を実施する。特に医療施設への立入検査は、新型コロナウイルス感染症流行前の検査方法に戻し、職員の健康管理（結核にかかる健康診断の実施）、院内感染防止対策について重点を置き実地検査を実施する。

(2) 地域保健福祉課

ア 母子保健

発達が気になる子とその保護者のためのサロン「のびのび」は、親子が安心して集える場の定着に向けて実施する。父親向け講座「西区パパニティ」は、父親の育児参加を促し、父親同士の交流を図るため、平日夜間の Zoom 配信と土曜日に保健所で対面講座を開催する。

イ 成人保健・高齢者保健

コロナ禍による高齢者の身体機能や認知機能の低下が顕在化しているため、フレイル予防に取り組んでいく。高齢者が身近な場所で自主的に介護予防に取り組む場である「よかトレ実践ステーション」の創出、女性の健康づくりの推進、離島振興対策実施地域として指定されている玄界島と小呂島に関して、ICTを活用した健康づくり・介護予防に取り組む。

【参考1】西区統計

校区別人口・世帯数・高齢者率・出生数

区 分	人 口	世帯数	高齢者率	出生数
			65歳以上	
	人	世帯	%	人
福岡市	1,541,912	817,297	22.7	12,549
西区	203,941	97,208	24.5	1,605
愛 宕	12,507	6,339	23.1	71
愛 宕 浜	6,363	2,691	27.6	21
壱 岐	15,696	6,927	29.6	102
壱 岐 東	3,170	1,811	44.2	10
壱 岐 南	10,276	4,640	36.7	58
石 丸	10,956	5,098	28.8	79
今 宿	14,484	6,515	23.0	153
今 津	3,141	1,509	38.2	20
内 浜	15,619	8,140	18.6	140
小 呂	155	70	37.4	0
金 武	6,268	2,311	19.6	27
北 崎	2,079	929	43.4	8
玄 界	357	206	52.9	0
玄 洋	10,966	4,943	20.6	88
西 都	10,993	4,913	10.9	152
下 山 門	9,309	4,457	22.2	79
城 原	7,557	3,636	31.8	50
周 船 寺	11,173	5,335	23.2	71
西 陵	4,928	2,599	41.6	23
能 古	634	339	45.3	2
福 重	7,744	3,948	30.2	44
姪 浜	16,160	7,879	15.0	228
姪 北	11,135	6,208	19.7	90
元 岡	12,271	5,765	22.4	89

※人口・世帯数・高齢者率・・・令和5年3月末現在(住民基本台帳人口<日本人>)

※出 生 数・・・・・・令和3年1月1日～12月31日の出生数(地域保健福祉課)

【参考2】地域保健法・福岡市保健所運営協議会条例

○地域保健法

〔運営協議会〕

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

○福岡市保健所運営協議会条例（昭和30年3月25日条例第23号）

（設置）

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

（組織）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

（運営）

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

（その他）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

-Memo-